

# 入 札 説 明 書

令和8年度新宿御苑サクラ類及び巨樹等の  
樹木点検及び診断等業務（再度公告）

[全省庁共通電子調達システム対応]

環境省自然環境局  
新宿御苑管理事務所

## はじめに

令和8年度新宿御苑サクラ類及び巨樹等の樹木点検及び診断等業務（再度公告）の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 野村 環

### 2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和8年度新宿御苑サクラ類及び巨樹等の樹木点検及び診断等業務  
(再度公告)

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3) 納入期限等 令和9年3月19日

(4) 納入場所 東京都新宿区内藤町11 新宿御苑

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金 免除

### 3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の「その他」において、開札時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。

(5) 別紙2に記載の業務請負条件を確認できる者であること。

(6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所  
東京都新宿区内藤町 11  
環境省自然環境局新宿御苑管理事務所  
TEL : 03-3350-0152 FAX : 03-3350-1372  
メール : SHINJUKU@env. go. jp
- (2) 入札説明会は開催しない。

#### 5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本件入札に参加する意思のある者は、次に従い、別記様式 1 の入札参加表明書及び前記 3 (4) 及び (5) に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び環境省競争参加資格 (全省庁統一資格) 確認資料 (以下「資料」という。) を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、環境省入札心得様式 5 に従い提出すること。  
質問提出期限 令和 8 年 7 月 13 日 (月) 12 時 00 分まで  
競争参加資格確認申請書提出期限 令和 8 年 7 月 15 日 (水) 12 時 00 分まで  
提出場所 4 (1) の場所  
提出方法 電子調達システム又は電子メールにより提出すること。
- (2) (1) の質問に対する回答は令和 8 年 7 月 14 日 (火) までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「入札公告 (請負)」等>「本件」の「入札公告」の下段に掲載する。
- (3) 申請書は、別記様式 2 により作成すること。
- (4) 審査の結果は令和 8 年 7 月 16 日 (木) までに電子調達システム又はメールにより通知する。
- (5) その他  
ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
イ. 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。  
ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。  
エ. 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。  
オ. 申請書及び資料に関する問合せ先は、4 (1) の場所に同じ。

#### 6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面 (様式は自由) により説明を求められることができる。  
提出期限 令和 8 年 7 月 17 日 (金) 12 時 00 分まで  
提出場所 4 (1) の場所  
提出方法 持参、郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。) 又は電子メールにより提出すること。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは説明を求めた者に対し、令和 8 年

7月17日（金）18時00分までに書面により回答する。なお、回答書の発出は、原則電子メールにて行う。

## 7. 競争執行の日時、場所等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年7月21日（火）11時00分

場所 新宿御苑管理事務所 会議室  
東京都新宿区内藤町11

### (2) 入札書の提出方法

#### ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより、3（4）及び（5）の競争参加資格を有することを証明する内容の書面の写しを令和8年7月15日（水）の12時00分までに提出した上で、（1）の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

#### イ. 書面による入札の場合

3（4）及び（5）の競争参加資格を有することを証明する内容の書面の写し及び環境省入札心得に定める様式2による書面を令和8年7月15日（水）12時00分までに持参又は電子メール（SHINJUKU@env.go.jp）により提出した上で、環境省入札心得に定める様式1による入札書を（1）の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 8. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したのものとして取り扱うこととする。

## 10. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル） 受付時間 平日 8 時 30 分～18 時 30 分

◎ 添付資料

- ・別紙 1 環境省入札心得
- ・別紙 2 令和 8 年度新宿御苑サクラ類及び巨樹等の樹木点検及び診断等業務 請負条件
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書

## 令和8年度新宿御苑サクラ類及び巨樹等の樹木点検及び診断等業務 請負条件

本業務は、庭園内におけるサクラ類や巨樹等の樹木診断等を実施し、維持管理上の措置や保全方法等を検討する業務であることから、サクラ類を主とした樹木診断や管理方法に精通し、それらに関する高い専門性が必要となる。

そのため、東京都による街路樹診断に関する講習を受講した樹木医若しくはこれと同等以上の知見を有する樹木医であり、街路樹診断士の有資格者を配置する必要がある。

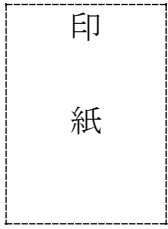
また、広域の公園等におけるサクラ類の管理、調査又は診断に関する業務の経験があり、業務管理者を含む業務従事者1名以上が令和3年度以降に同業務の実務経験を有することが必要となる。

さらに、GISを活用した調査結果のとりまとめに関する実務経験を有することが必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

## (1) 提出書類 (別記様式2)

- ① 業務実施体制として、東京都による街路樹診断に関する講習を受講した樹木医、あるいは同程度の知見を有するとみなされる樹木医を配置できることが確認できる書類 (資格証明書の写し及び本業務実施体制図)。
- ② 業務実施体制として、街路樹診断士の有資格者を配置できることが確認できる書類 (資格証明書の写し及び本業務実施体制図)
- ③ 配置予定業務従事者が、5000㎡以上の公園、緑地等におけるサクラ類を対象とした管理、調査又は診断に関する令和3年度以降の業務実績を有することを示す書類 (当該業務に係る契約書、仕様書、業務実施体制図の写し。樹木全般にサクラ類が含まれる業務ではなく、サクラ類を対象とした業務とする)。
- ④ 配置予定業務従事者が、GISを活用した調査結果のとりまとめに関する令和3年度以降の業務実績を有することを示す書類 (当該業務に係る契約書、仕様書、業務実施体制図の写し)



(別添1)

## 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 野村 環 (以下「甲」という。)は、 (以下「乙」という。)と「令和8年度新宿御苑サクラ類及び巨樹等の樹木点検及び診断等業務」 (以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和9年3月19日

納入場所 新宿御苑管理事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日

から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、こ

の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

#### （秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

#### （債権譲渡の禁止）


第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 東京都新宿区内藤町1-1  
氏名 分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長  
野村 環 

乙 住所  
氏名 